



ふじ

# ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811  
 熊本県熊本市中央区本荘  
 6丁目8-7  
 TEL. 096 (375) 4340  
 FAX. 096 (375) 4341

## ◆ 5月の税務と労務

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月11日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 6月1日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 6月1日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月1日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月1日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 6月1日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日  
 6日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	.	.	.	.	.	.

地方税 / 自動車税・鉾区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワンポイント

**マイナポイント** 消費税率引上げ後の消費活性化やマイナンバーカードの取得促進に向けた施策。マイナンバーカードを取得し、専用ID (マイキー ID) を設定の上、マイナポイントの申込 (7月開始予定) を行ったキャッシュレス決済サービスでチャージ又は購入すると、チャージ額等の25% (上限5千円分) のポイントが9月 (予定) から付与されます。

# 知的財産権



## 1 概要

通常、財産というと現金や土地・建物など、具体的な形の有体の財産と考えてしまいがちですが、ほかにも債権などの権利である無体の財産があります。このうち、人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物などの財産的な価値のものを総称して「知的財産」と呼びます。

知的財産の中には特許権や実用新案権など、法律で規定された権利や法律上保護される利益に係る権利として保護されるものがあります。知的財産に関する

る権利を「知的所有権（知的財産権）」といいます。

知的財産および知的所有権は各種の条約や法令において様々な定義がされていますが、例えば「世界知的所有権機関を設立する条約」によると、知的所有権は次のように定められています。

- ・ 文芸、美術及び学術の著作物
- ・ 実演家の実演、レコード及び放送
- ・ 人間の活動のすべての分野における発明
- ・ 科学的発見

- ・ 意匠
  - ・ 商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示
  - ・ 不正競争に対する保護
- に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利

知的財産をめぐるトラブルは急増しています。権利をもっている場合には、知的財産を無断で他人に模倣・使用されないように留意しなければなりませんし、その権利を保護する必要があります。

また、他人の権利を侵害しないためにも、知的財産にはどのような種類があり法律で保護されるのかを、きちんと理解しておく必要があります。

## 2 種類

知的財産権は、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした

「営業上の標識についての権利」に大別されます。また、知的財産権は、大きく「産業財産権」、「著作権」にも区分されます。

これらの権利は一つの法律で保護されているのではなく、様々な法律によって保護がされています。

産業財産権と著作権とは、保護する対象物が異なっています。たとえば、デザインについては、それが工業的に生産されるデザインであれば意匠権法で保護され、一点ものの製作品として生産される彫刻物などのデザインであれば著作権法で保護されることになります。それぞれの権利の法律を理解していく必要があります。

## 3 産業財産権

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の四つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。

- (1) 特許権  
自然法則を利用した技術的思想の創作のうちの高高度なも

のである「発明」を業として（個人的や家庭内での利用を除くという意味です）独占的に実施することができるとは権利です。一定の期間に一定の条件のもとに特許権を与えて発明による利益を発明者に独占させ、その代わりに発明を一般に公表し、特許の有効期間終了後はその発明は誰でも利用できるものとして、発明者の利益を守ることと発明を世に広めることを両立させることで発明の促進と産業の発達を行うのが特許の目的です。

## (2) 実用新案権

物品の形状、構造または組合せについての「考案」を業として独占的に実施することができる権利です。特許権と大きく違いは、特許権では新規性等について特許庁で審査をし、この審査を通らないと特許権が得られません。実用新案権の場合には、形式的な条件だけを審査し、これに通れば実用新案権が得られ

るといふ比較的安易に取得できることにあります。つまり、実用新案は、新規性等については無審査で権利が得られるのです。なお、実用新案権の存続期間は出願の日から原則として一〇年をもって終了します。

## (3) 意匠権

物品（物品の部分を含む）の形状、模様、色彩またはこれらの結合であつて視覚を通じて美感を起させるものである「意匠」を業として独占的に実施することができる権利です。

物品の特徴的なデザインに対して与えられる独占排他権となります。物品全体のデザインその他、部分的に特徴のあるデザインや、画像のデザイン等がその対象となります。なお、意匠権の存続期間は、今年四月より登録の日から原則として二五年（改正前は二〇年）をもって終了します。

## (4) 商標権

文字、図形、記号、立体的形状、もしくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定

めるものであつて、特定の商品やサービスについて業として使用されるものである「商標」を独占的に使用することができる権利です。なお、商標権の存続期間は登録の日から原則として一〇年をもって終了します。

## 4 著作権

著作権とは、著作者が自ら創作した次のような著作物について、無断でコピーや改変、インターネット上にアップロードをされないようにする権利です。

- ① 小説、脚本、論文、講演その他のほかの言語の著作物
- ② 音楽の著作物
- ③ 舞踊または無言劇の著作物
- ④ 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- ⑤ 建築の著作物
- ⑥ 地図または学術的な図面、図表、模型その他の図形の著作物

- ⑦ 写真の著作物
- ⑧ 映画の著作物
- ⑨ プログラムの著作物

## 5 その他の知的財産権

- (1) 回線配置利用権  
回線配置利用権とは、半導体の回路配置を、業として一定の範囲で独占的に利用することができる権利です。
- (2) 育成者権とは  
育成者権とは、植物の新品種を育成した場合に、これを業として独占的に利用することができるとは権利です。
- (3) 不正競争防止法  
(1)及び(2)の知的財産の権利に加えて、事業者間の公正な競争を確保するための法律である不正競争防止法が、知的財産を保護する働きをしています。  
未登録の周知・著名な商標、商品形態の模倣、営業秘密の不正取得・利用など、知的財産に関する不正競争を防止する働きも持っています。



# 役員又は使用人と会社間の 金銭消費貸借の注意点

会社が役員又は使用人と金銭消費貸借契約を結び金銭の貸し借りをする場合、課税関係はどうなるのでしょうか。

税法では、課税公平の見地から一定の規制をしていますので、そのポイントを以下、整理してみます。

## I 会社が役員等に貸す場合

### 1 「認定課税」有り

会社は、利益の追求を目的とする営利法人ですから、取引をする場合には、常に経済的合理性が要求されます。

したがって、会社が役員又は使用人にお金を貸すときは、「適正な利率」により利息を徴収すべきであり、仮に無利息又は低利による貸付を行ったときは、会社の経済的合理性に反する行為として、適正利息との差額に

相当する部分については、税務上は会社が受け取ったものとみなされ、収益に計上されます。これを「認定課税」といい、法人の場合には認定課税があります。

### 2 適正な利率

- (1) 会社が他から借り入れて貸し付けた場合……その借入利率
- (2) その他の場合……貸付けを行った日の属する年に応じた次に掲げる利率
  - ・平成二十二年から二十五年中に貸付けを行ったもの……四・三%
  - ・平成二十六年中に貸付けを行ったもの……一・九%
  - ・平成二十七年から二十八年中に貸付けを行ったもの……一・八%
  - ・平成二十九年中に貸付けを行ったもの……一・七%

・平成三十年中に貸付けを行ったもの……一・六%  
・令和元年中に貸付けを行ったもの……一・六%

役員又は使用人に無利息又は低い利息で金銭を貸し付けた場合には、原則として前記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が給与として課税されることとなります。

### 3 無利息等で貸付けた場合(例外)

- 役員又は使用人に無利息又は低い利息で金銭を貸し付けた場合で、次の①から③のいずれかに該当する時は、例外として課税しなくても問題ありません。
- ① 災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要になった役員又は使用人に、その資金に充てるため、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合
  - ② 会社における借入金平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって役員又は使用人に対して金銭を貸し付ける場合

③ ①及び②以外の貸付金の場合で、前記2で計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が一年間で五、〇〇〇円以下である場合

### 4 契約上のポイント

会社が役員又は使用人にお金を貸す場合は、少なくとも契約書に次の事項を明記しておく必要があります(次頁図表1参照)。

- ① 当事者の氏名
- ② 貸付金額と交付日
- ③ 返済期限・返済方法
- ④ 利率
- ⑤ 契約日

### 5 会社法上の問題

役員が会社と自身の利益が相反する取引を会社に行わせることを利益相反取引と言います。金銭消費貸借(直接取引)は、会社法三五六条により、株主総会での承認を受けなければなりません。

なお、取締役会設置会社においては、取締役会の承認を得ることが必要となります(次頁図表2参照)。

図表 1 契約書の例

**金銭消費貸借契約書**

印  
紙

貸主（甲）〇〇県〇〇市〇〇〇〇  
株式会社 日本商事  
代表取締役 日本 一郎

借主（乙）〇〇県〇〇市〇〇〇〇  
日本 一郎

第一条 貸主甲は、令和〇年〇月〇日、金〇〇〇〇〇〇円を貸し渡し、借主乙はこれを受け取り借用した。

第二条 乙は元金を令和〇年〇月〇日までに、甲方に持参もしくは送金して甲に支払わなければならない。

第三条 利息は年△%と定め、前条の元金の弁済と併せて、乙は甲に支払わなければならない。

上記のとおり甲乙間に金銭消費貸借が成立したので、本証書二通を作成し、各一通を保有する。

令和〇年〇月〇日

（甲）〇〇県〇〇市〇〇〇〇  
株式会社 日本商事  
代表取締役 日本 一郎 ①

（乙）〇〇県〇〇市〇〇〇〇  
日本 一郎 ②

Ⅱ 会社が役員に借りる場合

1 原則「認定課税」無し：  
個人の場合は、会社と異なり、常に経済的合理性に基づいて取引をするものではありません。したがって、役員が会社にお金を貸付けても、当然利息を徴収すべきという考え方はとられていませんので、特殊事情がない限り認定課税はないと思われ

2 利率が高いケース……  
役員に対して、通常より高い利率により利息を支払った場合、適正な利息部分は支払利息となりますが、それを超える部分は法人税の計算上「役員報酬」となり、会社側にその役員報酬に対する源泉徴収の問題が発生します。  
また、この役員報酬を加えたところで、その役員報酬が過大であるかどうかが判定されることとなります。

図表 2 取締役会議事録の例

**取締役会議事録**

日時 令和〇年〇月〇日（〇）午後〇時  
場所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇  
株式会社 日本商事 本店会議室

取締役の総数 〇〇名  
出席取締役の数 〇〇名

以上のとおり出席があったので、取締役大阪三郎は、互選により議長となり、定刻、開会を宣し議事に入った。

議 案 資金貸付承認の件

議長は、当社が、日本一郎氏に下記の条件で貸付をしたい旨を述べ、その承認につき一同に諮ったところ、全員一致をもって原案どおり承認可決した。

なお、この承認決議は、当社代表取締役社長日本一郎が借主として当社と取引することになるため、会社法第 356 条の規定による承認が必要であることを、一同了承のうえ、これを含めてなされたものである。

従って、代表取締役社長日本一郎は、特別利害関係人に該当するため、本決議には参加しなかった。

記

貸付先 〇〇県〇〇市〇〇〇〇  
日本 一郎

貸付金額 金〇〇〇〇〇〇円

貸付利息 △%

貸付期日 令和〇年〇月〇日

返済方法 別途協議する。

以上をもって本日の議案を議了したので、議長は午後〇時〇分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領およびその結果を証するため、議長は本議事録を作成し、議長および出席取締役が次に署名押印する。

令和〇年〇月〇日

株式会社 日本商事  
取締役会

代表取締役社長 日本 一郎 ①  
議長 取締役 大阪 三郎 ②

# 女性活躍推進法の改正

情報公表の強化、プラチナえるぼし認定の創設



今年六月一日以降、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」で以下の改正が行われます（③は令和四年四月一日施行）。

① 女性活躍に関する情報公表の強化

② 特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設

③ 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

※ ①と②は、常用雇用労働者数三〇一人以上の事業主が対象です。③は、常用雇用労働者数が一〇一人以上三〇〇人以下の事業主が対象です。

それでは、制度概要と改正内容をみていくとします。

## 一 女性活躍推進法

### (一) 背景

日本における働く女性の現状には、次の特徴があります。  
・女性の就業率は上昇している

が、就業を希望しながらも働いていない女性は約三〇〇万人に上る。

・出産・育児を理由に離職する女性は依然として多い（約五割）。

・出産・育児後に再就職した場合、パート等として働く場合が多く、女性雇用者における非正規雇用者の割合は六割近く。

・管理的立場にある女性の割合は、近年緩やかな上昇傾向にあるが国際的に見ても低い。これらの状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、一般事業主の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性活躍推進法」が平成二十八年四月より全面施行されました。

### (二) 事業主が行うこと

女性の活躍推進の取組を着実に進めるため、企業規模により

取り組みが定められています。

（三〇一人以上）

常用雇用労働者数三〇一人以上の事業主には、次の取り組みが義務付けられています。

① 女性の活躍に関する状況把握、課題分析

② 行動計画の策定、社内周知、公表

③ 行動計画の届出

④ 女性の活躍に関する情報の公表

（三〇〇人以下）  
常用雇用労働者数三〇〇人以下の事業主には、(二)①から④までの取り組みが努力義務とされています。

※ 令和四年四月より、一〇一人以上の事業主は義務化

(三) 具体的な取組み  
取り組みは、次のような流れで行います。

① 状況把握、課題分析  
・基礎項目、選択項目として定められた項目について、状況把握を行う。

・把握した状況から自社の課題を分析する。

② 行動計画の策定、社内周知、公表

・自社の課題に基づいた目標を設定し、目標を達成するための具体的な取組内容の決定を行い、行動計画を策定する。  
・行動計画を労働者に周知し、外部に公表する。

③ 届出  
行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出る。

④ 取組の実施、効果の測定  
定期的な数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組状況を点検・評価する。

⑤ 情報公表  
・自社の女性の活躍に関する状況（所定項目の中から選択）を公表する。

・おおむね年に一回以上更新。  
・掲載する情報は、いつの情報なのか分かるよう更新時点を明記。

・少なくとも更新時点の属する事業年度の前々年度までの情報とする。

・公表の方法は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」への掲載、自社のホームページへの掲載など。女性の求職者等が容易に閲覧できるよう公表。

## 二 情報公表の強化

### (一) 行動計画の策定届

常時雇用労働者数三〇一人以上の事業主は、今年四月一日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として、以下の①と②の区分ごとに一つ以上の項目(※)を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届け出る必要があります(電子申請、郵送、持参)。

※ 所定の項目のうち一部のみを掲載しています。基礎項目(必ず把握すべき項目)と選択項目があり、詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

- ① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
- 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- 労働者に占める女性労働者の割合
- 管理職に占める女性労働者の割合
- 男女別の再雇用又は中途採用の実績

・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況

・男女の賃金の差異

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

・男女の平均継続勤務年数の差異

・男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績

・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況

・有給休暇取得率

### (二) 情報公表

常時雇用労働者数三〇一人以上の事業主は、今年六月一日以降、女性の活躍推進に関する情報公表についても、前記①と②の区分(選択できる項目数と種類は、前記①②と異なります。厚生労働省ホームページにてご確認ください)から、それぞれ一項目以上選択して二項目以上情報公表する必要があります。

## 三 特例認定制度の創設

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良などの一定要件を満たした場合に認定される「えるぼし認定」の制度があります。

これまでは、取り組みの実施状況に応じて三段階に分けて認定されていましたが、今年六月一日から現行の「えるぼし認定」より水準の高い「プラチナえるぼし認定」が創設されます。

認定の取得のメリットは、次のようなものがあります。

・認定マークを商品や広告等に付けることで女性活躍推進企業であることをPRできる。

・認定企業であることをPRすること、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながる事が期待できる。

・認定を受けた企業は、公共調達の加点を受けられる(各府省庁等が公共調達を実施する際に、えるぼし認定企業は加点評価)。

・認定を受けた企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が

免除される。

## 四 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

令和四年四月一日より、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用労働者数一〇一人以上の事業主に拡大されます。

常時雇用労働者数一〇人以上三〇人以下の事業主は、施行日までに、行動計画の策定・届出及び情報公表のための準備を行いましょう。

## 五 関連情報

情報公表や行動計画策定は、厚生労働省が運営するサイト「女性の活躍推進企業データベース」において公開されているマニュアルや支援ツールを活用することで、スムーズに進めることができます(「データ公表マニュアル」行動計画策定支援ツール)のキーワードで検索)。同サイトでは、えるぼし認定企業の事例なども公開されていますので、取組の推進にご活用ください。



## 歌舞伎とビジネス

歌舞伎をご覧になったことはありますか？言わずと知れた、日本が世界に誇る伝統文化ですね。

マイクロソフト日本法人の元代表取締役社長である成毛眞氏は、同社の社長職を退いてから歌舞伎をよく観るようになったそうですが、なぜ誰も教えてくれなかったのかと思うほどその面白さに引き込まれ、特に自身と同じビジネスパーソンに必須の教養であるとして、「ビジネスマンへの歌舞伎案内」という本を出版しています。

さて、冒頭で「日本が世界に誇る伝統文化」と言いましたが、歌舞伎はご存知の通り松竹株式会社という一民間企業が運営する興行です。

大相撲や文楽のように、公益性が認定された公益財団法人の運営でもおかしくないはずですがなぜでしょうか。

江戸時代から、歌舞伎は各劇場が独自に

興行を行っていました。そんな劇場のひとつである京都の祇園館という劇場に、売店を営む家の子どもである松次郎・竹次郎という双子の少年がいました。2人は明治23年の正月に、当代きっての名俳優、九代目市川團十郎・初代中村鴈治郎の舞台を見て、芝居に一生を捧げる決意をしたそうです。

その後歌舞伎を主とした演劇の興行を自ら行うようになり、次々と劇場を買収、そして昭和4年、すべての歌舞伎興行を2人が興した松竹という会社が行うようになったのです。また、文楽座の経営危機を受け、昭和38年の国家献納まで約半世紀の間、文楽を支えていたそうです。

現在、松竹の直営劇場は4つ、歌舞伎座・新橋演舞場(東京都)・大阪松竹座(大阪府)・南座(京都府)です。もし機会があれば、敷居が高いと躊躇せずぜひ足を運んでみて下さい。

参考文献：松竹株式会社HP

## 社内勉強会

仕事上、今必要なスキルを学ぶのが「研修会」とすれば、将来を見据え学ぶのが「勉強会」でしょうか。

差し迫っていないだけにモチベーションの維持が難しく、運営側の準備の手間・負担に対し参加者がどれだけの興味をもって意欲的に学んでくれるのか相応のものがなければ、準備するだけ時間の無駄で勉強会を開く意味はあまりないでしょう。うまく参加者の興味を引き、短時間でも継続的に開くことができれば、社内活性化、人材育成等多くのメリットをもたらしてくれるでしょう。

勉強会を通じて従業員同士よく知り合うことができれば、それだけ仕事も円滑に進められ、ひいては会社のお客さまへの質の高いサービスにつながります。そのような時間が取れない場合は、各々が空いた時間に少しずつでも勉強ができるよう、動画教材を用意しておくのもいいかもしれません。

### 何にお金をかけるべきか

自分の持ち物で、何にお金をかけるべきか？ひとつ普遍的な答えがあるとすれば、それは「毎日」そして「長時間」使うものではないでしょうか。

この間ずっと体を預けているわけですから、快適な眠りをもたらす為には寝具の働きが重要です。

自分に合った寝具を選び睡眠の質を上げることが、健康の維持に直接つながります。

健康であり続けることは、幸せな職業人への大きな一歩です。